

東かがわ市告示第97号

東かがわ市週休2日工事実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月16日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市週休2日工事実施要領の一部を改正する告示

東かがわ市週休2日工事実施要領（令和6年東かがわ市告示第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象は、東かがわ市が発注する建設工事を対象とする。<u>ただし、週休2日工事の補正係数を適用する工事は、発注者が選定するものとし、特記仕様書等に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の記載がある工事とする。</u></p> <p>(入札公告等における記載)</p> <p>第6条 発注者は、<u>週休2日工事の補正係数を適用する工事の場合、特記仕様書等に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）であることを明示するものとする。</u></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第13条 発注者は、<u>週休2日工事の補正係数を適用した工事で、受注者が週休2日における工事を実施した場合は、受注者の取組状況について、次に掲げる経費の補正を行って変更契約をする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(不履行に対する措置)</p> <p>第14条 <u>施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、発注者は、内容に応じて工事成績を減じる措置を講じることができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象は、東かがわ市が発注する建設工事のうち、<u>発注者が選定するものとし、特記仕様書等に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の記載がある工事とする。</u></p> <p>(入札公告等における記載)</p> <p>第6条 発注者は、<u>発注者指定型の工事の場合及び協議により受注者希望型の工事とすることが可能な工事の場合、特記仕様書等に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）であることを明示するものとする。</u></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第13条 発注者は、受注者が週休2日における工事を実施した場合は、受注者の取組状況について、次に掲げる経費の補正を行って変更契約をする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 略</p>

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。